

業務概要書

	業務件名	国立公文書館本館(11)建築改修その他工事監理業務
業務概要	1)業務履行場所	東京都千代田区北の丸公園3-2
	2)業務種別	建築関係建設コンサルタント業務
	3)当該業務の概要	<p>・関東地方整備局管内</p> <p>国立公文書館本館改修の工事監理業務</p> <p>【用途・構造・延べ面積】 本館 RC-4-2 延べ面積 約7,760㎡ 耐震改修工事、内装改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事</p> <p>【対象工事】 国立公文書館本館(11)建築改修その他工事</p>
	4)契約方式	一般競争入札方式(総合評価落札方式(簡易型))
	5)契約予定時期	平成24年2月
	6)予定履行期間	契約の翌日 ~ 平成25年1月31日
競争参加資格の考え方	(1)競争参加者に要求される資格	<p>①予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>②関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること。</p> <p>③申請書及び資料等の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>④建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。</p> <p>⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 1)資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある場合 (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 2)人的関係 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p>
	(2)競争参加資格確認申請者に関する要件	<p>①本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。主たる分担業務分野の再委託は認めない。</p> <p>②構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、競争参加資格確認申請者又は再委託先の協力事務所が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。</p> <p>③再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>④次に示す本業務の対象となる工事の受注者及び設計業務等の受託者又はそれらと資本面・人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。 (i)本業務の対象となる工事の受注者 未定 (ii)(i)の工事に係る設計業務等の受託者 株類設計室</p>

競争参加資格の考え方	(3) 配置予定技術者に対する要件	<p>①管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野)の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。</p> <p>②管理技術者は、一級建築士であること。</p> <p>③配置予定主任担当技術者は、次のいずれかの資格を保有する者であること。 (i)主任担当技術者(建築分野及び構造分野) (ア)一級建築士 (イ)二級建築士、一級建築施工管理技士 (ウ)二級建築施工管理技士、その他 (ii)主任担当技術者(電気設備分野) (ア)建築設備士、技術士、一級建築士 (イ)一級電気工事施工管理技士 (ウ)二級電気工事施工管理技士、その他 (iii)主任担当技術者(機械設備分野) (ア)建築設備士、技術士、一級建築士 (イ)一級管工事施工管理技士 (ウ)二級管工事施工管理技士、その他</p> <p>④管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野)は、それぞれ1名であること。</p> <p>⑤配置予定の技術者が、国家公務員の場合は国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満足していること。</p> <p>⑥管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者の全部または一部との兼任を認める。</p> <p>⑦記載を求める各主任担当技術者は、建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者の全部または一部との兼任を認める。</p> <p>⑧管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成13年以降公告日までに完成した施設において実績を有さなければならない。ただし、電気設備分野主任技術者及び機械設備分野主任担当技術者に限っては「(イ)構造」は問わないものとする。 記載する件数は1件とする。(民間施設を対象とした業務実績も可とする) (i)同種業務 次の(ア)および(イ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務または工事監理業務を含む設計業務のいずれかの業務。 ただし、工事が完成した新築または増築建物、並びに耐震改修工事が完成した建物のいずれかを対象施設とした業務とする。 (ア) 規模:延べ面積 1,000㎡以上 (イ) 構造:鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造 (ii)類似業務 次の(ア)および(イ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務、工事監理業務を含む設計業務または設計業務のいずれかの業務。 ただし、工事が完成した新築または増築建物、並びに耐震改修工事が完成した建物のいずれかを対象施設とした業務とする。 (ア) 規模:延べ面積 500㎡以上 (イ) 構造:鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造</p>
	落札者の決定方法	<p>①入札参加者は、価格及び申請書、資料等をもって入札し、予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>②本業務は「詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」である。</p>
総合評価に関する考え方	業務への取組体制、工事監理チームの特徴、特に重視する工事監理上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	